<配慮すべき基準について 追加資料① 洋上風力について> 日付 令和3年12月9日メール

ご質問	回答
洋上風力は対象となっているか。	○国の検討会では、市町村が促進区域から一律に除外すべきエリアとして、「再エネ海域利用法の対象とする一般海域については、促進区域から除外」、「再エネ海域利用法等により規律される海域での事業は除く」とされております。
	○洋上風力につきましては、温対法で規定する地域脱炭素 化促進事業の促進区域の設定の対象とはなっておりません。(今回の検討の対象外です。)
	※「再エネ海域利用法」(海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律)

ご質問

B、Cにあたる事項につきまして、「促進区域に入れるかどうかの検討を求める。」とありますが、これは、市町村に検討を求めるということでしょうか? その場合、然るべき検討がなされているか、有識者も含めて道が確認するような場は想定されているのでしょうか。

市町村の多くは検討に必要な知見や データを持ち合わせておらず、適切な 有識者もいないことが多いと考えたほ うがよいため、仮にB、C事項は上記の ようなチェックなしで市町村による検 討に委ねるということであれば、現実 的には、配慮が十分でないまま促進区 域となる可能性が低くはないと考えて います。

そうなると多くの配慮すべき事項を Aに盛り込む必要性が高くなり、意見の 内容が変わる可能性があることから、 予め確認させていただきたい次第で す。

回答

1 促進区域の設定について

地球温暖化対策推進法の改正によって新たに「促進区域」が規定され、「地方公共団体実行計画」(いわゆる市町村の温暖化対策計画)を策定する際に、促進区域や地域の環境保全のための取組などを実行計画の中で定めることとされています。

なお、実行計画策定後、事業者が地域脱炭素化促進事業計画(再工ネ施設導入事業計画)を、後述する「実行計画協議会」での協議を経た上で策定し、実行計画に適合することの認定を市町村から受けて事業が実施される流れとなっています。(別添環境省資料参考)

2 促進区域の検討について

また、改正法では、市町村が「地方公共団体実行計画」を策定するときは、「あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの」と規定されました。さらに、新たに、前述の市町村における「実行計画協議会※」の規定が法に追加され、現在、国の検討会では、学識経験者や住民等で構成する議論の場(協議会等)において、「ステークホルダー(関係者・関係機関)とともに課題のあぶりだし・解決方法を検討し、「環境保全上の支障のおそれのないよう促進区域を議論」することが示されており(別添環境省資料参考)、市町村が単独で促進区域等を検討し設定するのではなく、地域における合意形成を図りながら検討することとなります。

※ 実行計画協議会

市町村が組織して、実行計画の策定等に関する協議を 行う場で、学識経験者や住民、関係者、その他市町村が 必要と認める者等により構成。

なお、12月15日時点では環境省令やマニュアルが示されていないため、この回答内容は、法や国の検討会資料を元に整理しています。

<配慮すべき基準について 追加資料③ 国有林について> 日付 令和3年12月17日メール

ご質問	回答
国有林は、促進区域設定に向けて市町	○環境省に確認したところ、現在、林野庁と調整中とのこ
村が行う協議会等による検討対象地域	とでした。
に含まれるか。	